土佐の夢話想がん基金　物品購入助成金　交付要領

１．目的

がん患者さん・ご家族の方々とのつながりをより強固なものにし、がん患者さんが自分らしく生活できるように支える社会「高知家」を実現することを目的にチャリティーイベント「土佐の夢話想」を医療関係者・市民・企業のご協力のもと開催しています。

このイベントで個人・団体の方からいただいた寄付金をもとに、がん患者さんが在宅で療養生活を送るために必要な物品の購入費用を助成します。

２．助成対象団体

　がん患者さんの在宅療養生活を支える、がん患者対応実績のある高知県内の事業所を助成対象とします。

３．助成対象物品

　がん患者さんが、在宅での療養生活に必要な物品とし、長期間利用が可能で、かつ、複数の患者さんの利用を想定した物品とします。

　よって、紙おむつ等の消耗品は助成対象外とします。

４．助成額

　助成額は50,000円を上限とします。

　なお、50,000円を超える物品を購入したい場合は、超過分は事業所の負担となります。

５．申請・助成決定・実績報告等

　（１）申請書(様式1)に必要事項を記入の上、平成30年5月31日までに事務局へ郵送(当日消印有効)して下さい。

　　　　土佐の夢話想がん基金審議委員会　事務局

　　　　〒780-0935　高知県高知市旭町1丁目39-16　フォートヒル102-601号

　（２）審議委員会で書類審査をし、助成の決定の可否を1ヶ月程度で申請者に通知(様式2)します。

　（３）助成決定通知を受け取った後、各事業所で物品を購入し、支払い終了後2週間以内に、購入物品明細書(様式3)に必要事項を記入し、納品書・請求書・領収書の写しを同封の上、事務局へ郵送して下さい。

　（４）購入物品明細書(様式3)の内容確認後、1ヶ月以内に、事務局から申請者の指定口座に助成金を

振り込みます。

　（５）購入した物品には、事務局から送付するステッカーを貼付し、助成金で購入した物品であるこ

とがわかるようにして下さい。

　（６）年度終了時には、利用実績報告書(様式4)に実績を記入の上、４月末までに事務局まで郵送

して下さい。報告期間は3年間です。

　（7）故障等により使用できなくなった場合は事務局までご連絡ください。

　　　 但し、修理代については助成しておりません。